

令和5年10月1日開始の消費税のインボイス制度

これまで、広報養老で令和5年10月1日に開始される消費税のインボイス制度についてお知らせしてきましたが、自分に関係があるのかどうか分かりにくいという事業者が多いようです。インボイス制度の理解のためには、消費税の仕組みや負担・納付の流れについて知る必要がありますので、それらと併せて説明します。

インボイスとは？

正式名称は「適格請求書等保存方式」で、消費税が標準税率10%と軽減税率8%の複数税率となっている中、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額を伝えるための手段

インボイス制度3つのポイント

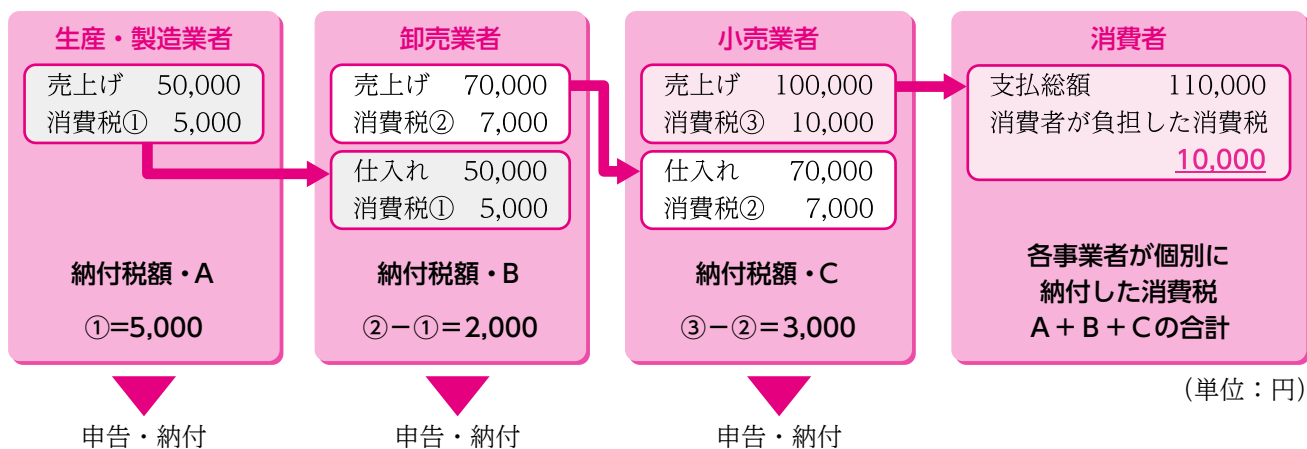
- ①令和5年10月1日から開始する仕入税額控除の方式
- ②売手は買手のためにインボイスを交付する
※インボイスを交付するためには、事前の登録手続きが必要
※登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となる
- ③買手は、売手から受け取ったインボイスを保存して仕入税額控除を行う

消費税納付税額は、
売上税額^{マイナ} - 仕入税額という
差し引く計算で求められる
この引き算をすることを
仕入税額控除という

消費税の仕組み

- ・消費税は、商品一般に対して広く公平に課される間接税
- ・国内で行われる物の取引やサービスなど、ほぼすべての取引に対して課税される
- ・消費税は、消費者が負担し、事業者が申告・納付する
- ・取引の各段階で課される税金分は、事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれ、次々と転嫁され、最終的に消費者が負担する

消費税の負担と納付の流れ



この引き算が**仕入税額控除**

もし卸売業者がインボイス発行事業者の登録を行わなければ？

小売業者は仕入税額控除(③-②)を行えない

小売業者の申告・納付額は③の10,000円となり、仕入税額控除を行ったときより納付税額が大きくなってしまう

仕入税額控除を行う事業者に対しては、インボイスの交付が必要になる
売手・買手両方の面でインボイス制度は関係する

現在、免税事業者でインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか迷っている場合は、取引先(買手)がインボイスを必要とするかどうか確認してください。インボイス制度が開始される令和5年10月1日からインボイス発行事業者になるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

消費税のインボイス制度についての一般的な質問や相談は、国税庁の「軽減・インボイスコールセンター」(☎0120-205-553 土・日曜日、祝日を除く9～17時)で受け付けています。

問 大垣税務署 ☎78-4101